

ごだいそん  
「五大尊花木墓苑」  
現地見学会を開催します

越生町宮樹木葬墓苑「五大尊花木墓苑」は、墓石を設けず、つつじ1本ごとの区画に遺骨を埋蔵し、できる限り自然なままで土に還る「自然葬」という新しい供養の形を実現した墓苑です。

お墓をご検討されている方は、ぜひご参加ください。

日時 2月19日(日)、3月19日(日)  
午前10時～午後3時

場所 越生町宮樹木葬墓苑「五大尊花木墓苑」  
(埼玉県入間郡越生町大字黒岩336)

参加費 無料

申込み 不要(荒天時中止)

※直接現地にお越しください(駐車場有)。

まちづくり整備課 環境管理担当  
☎内線156・157

防災行政無線を用いた  
情報伝達訓練

地震や武力攻撃などの発生に備え、情報伝達試験を行います。この試験は全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた試験と同様の試験が全国的に実施されます。

日時 2月15日(水) 午前11時頃

内容 町内43カ所に設置している防災行政無線の放送塔から次の内容を一斉放送

放送内容 ①「(ピンポンポン)これはJアラートのテストです。」×3回繰り返し  
②「こちらは防災越生です。これで放送を終わります。(ピンポンポン)」

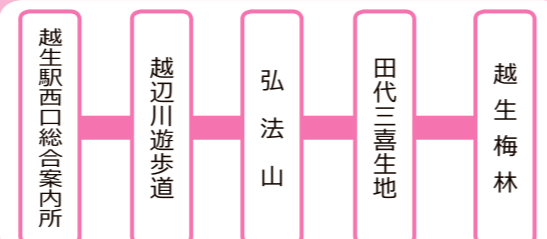
総務課 地域支援・防災安全担当  
☎内線217

朝霞市・越生町交流事業 当日参加大歓迎  
梅香るおごせハイキング大会を開催します

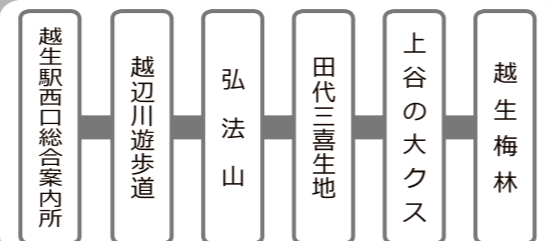
開催日 2月25日(土)※雨天決行、荒天中止  
受付場所 越生駅西口総合案内所  
(道灌おもてなしプラザ)

時間 午前8時30分～10時  
受付後順次スタート

ゆったりコース 約4km



健脚コース 約9km



ゴール受付 梅園会館(越生梅林内)  
午前10時～午後2時30分

特典 オリジナル缶バッジ、越生梅林梅まつり入園無料(当日のみ)、ニューサンピア埼玉おごせ入浴割引(缶バッジ提示で700円のところ500円で入浴)、越生町の特産品(抽選)

参加費 無料

事前予約 不要(当日受付)

※マイレージ対象事業(10ポイント)

総務課 地域支援・防災安全担当  
☎内線216

令和5・6年度「小規模工事等受注  
希望者登録申請」を受付けます

町では、屋根や壁の修理、フェンスや側溝の修繕など、130万円以下の小規模な工事等を行う場合には、事前に登録されている町内業者へ優先して発注を行っています。

こうした小規模工事等の受注を希望される方は、次のとおり申請書をご提出ください。

対象者 町が発注する130万円以下の小規模工事等の受注を希望される方

受付日 2月1日(水)～3月31日(金)  
(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時  
(正午から午後1時は除く)

受付場所 企画財政課窓口  
提出書類 ①小規模工事等受注希望者申請書(企画財政課で配布します。)  
②許可された建設業があれば許可書等の写し

提出方法 窓口受付(郵送は受付できません)  
有効期限 4月1日(土)～令和7年3月31日(月)まで

申込要件 ①町内に事業所を有すること  
②町税の滞納が無いこと

その他 『入札参加資格審査申請』をされている方は、この申請書の提出は必要ありません。

企画財政課 管財担当  
☎内線225・226

公金受取口座の利用が可能になります

マイナンバーカード受取後に公金受取口座を登録した場合は、対象となる給付金等の受取口座として指定することができるようになります。対象となる給付金等について今後順次対応していく予定です。

○対象給付金等と開始予定時期

町税の還付関係	令和5年2月から
健康保険関係	
介護関係	

子育て給付、障がい者福祉関係は各法令が整備され次第、順次対応します。

対象となる給付金等一覧はデジタル庁ホームページをご確認ください。

各給付金等の受取口座に公金受取口座を指定する方法は、各給付金等担当までお問い合わせください。

町税の還付に関して 企画税務課 課税・収税担当 ☎内線135、132  
健康保険に関して 企画町民課 国保年金担当 ☎内線123  
介護関係に関して 企画高齢者介護担当 ☎内線116

就学援助申請手続きのお知らせ

町では、経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる町立小中学校の児童・生徒に対して、就学援助費を支給しています。

この制度は年度ごとの申請及び認定となります。現在支給されている家庭についても、改めて申請手続きが必要です。

支給費用 新入学児童生徒学用品費・学用品費・通学用品費・校外活動費・学校給食費・修学旅行費等

対象となる家庭 ○児童扶養手当の支給を受けている家庭

○収入が少ないため学校給食費、修学旅行費の援助が必要な家庭

○職業が不安定(休職、失業、倒産等)であるため生活が困窮している家庭

○特別な事情(災害、事故、病気等)により、経済的に困窮している家庭

申請方法 就学援助費受給申請書に記入の上、必要書類を添付し、教育委員会学務課(中央公民館内)へ提出してください。申請書は、教育委員会窓口またはホームページからダウンロードできます。

必要書類 生計をともにしている方全員の前年(令和4年分)の所得がわかるもの(源泉徴収票や確定申告書の写しなど)

申請期間 2月1日(水)～3月31日(金)  
(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

※この期限を過ぎても申請できますが、受給期間が短くなり支給費用が限られます。

認定の可否 7月頃郵送します。

入学前支給のご案内

令和5年度に町内の小中学校に入学予定のお子さんがいらっしゃるご家庭で就学援助を希望される保護者の方には、「新入学児童生徒学用品費」を入学前に支給しますので、2月20日(月)までに申請が必要です。なお、3月末日以前に転出された場合や前年の所得確認の結果、認定基準を満たしていない場合は、お支払いした援助費を返還していただくことがあります。

学務課 学務担当  
☎内線503

広告

補聴器で健康寿命を延ばそう!

補聴器のプロ 認定技能者 在勤

イチカワ

坂戸市日の出町9-20  
☎281-0107

検索 イチカワ 補聴器

